

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分（昭和五十五年厚生省告示第百六十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
種 類 有 効 成 分	種 類 有 効 成 分
催眠鎮静薬～抗ヒスタミン薬（略）	催眠鎮静薬～抗ヒスタミン薬（略）
鎮 <sup>がい</sup> 咳 <sup>たん</sup> 去痰薬 1～3（略） （削除） <u>4～23</u> （略）	鎮 <sup>がい</sup> 咳 <sup>たん</sup> 去痰薬 1～3（略） <u>4 塩化リゾチーム</u> <u>5～24</u> （略）
吸入剤～その他（略）	吸入剤～その他（略）